

米子市観光パンフレット製作業務仕様書

1 業 務 名

米子市観光パンフレット製作業務

2 目 的

現行の米子市観光パンフレット（海に臨む天空の城）は、平成30年に作成しており、5年以上を経過する中で、観光情報や構成が実情に合わなくなっている。

変化する旅行者の観光ニーズに対応するためにも、この度全面的に改訂し、最新の本市の魅力や観光情報を閲覧者が見て直感的に理解しやすく、本市への訪問の動機付けとなる観光パンフレットを作成することを目的とする。なお、このたび作成するものを本市の定番の観光総合パンフレットとして位置づけ、作成後は継続的に更新することを想定している。国内で行われるイベントのほか、米子市国際観光案内所、米子市観光センター、米子鬼太郎空港等で年間を通して配布できるものとする。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容等

- (1) 米子市観光パンフレットにかかる企画、アイデア、それにかかる取材等
・他の情報発信ツールとの連動性や活用方法も考慮して作製すること。
- (2) 米子市観光パンフレットのデザイン、レイアウト、文案作成、必要な画像の提供
- (3) 米子市観光パンフレットの完成データ作成及び納品
- (4) 米子市観光パンフレットの印刷及び納品
- (5) その他、パンフレットの製作に必要な事項
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、本業務に関連する提案（任意）

5 掲載内容

- (1) 『見たい、食べたい、体験したい』などの行ってみたくなる要素を盛り込み、遊び心をもたせて、「皆生温泉」「米子城跡・城下町」「弓ヶ浜」「淀江」などのエリア、観光コース、「牛骨ラーメン」「さばしゃぶ」「475 パフェ」などの食、土産物など本市の魅力及び本市周辺地域の魅力が伝わるもの。
- (2) 本市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待でき、読んで楽しく、直感的に見て理解しやすいもの。本市がまち歩きによる周遊を促進することを目的として作成したまち歩きマップ『おさんぽクエスト』と内容を連動させること。
- (3) 市外、県外の方向けの情報発信ツールとして活用できるもので、思わず手に取って見たくなり、本市への訪問の動機付けとなるもの。
- (4) 内容について、詳細情報にリンクする二次元コード等を付すなど、利用者が情報収集するにあたっての利便性が高まるような工夫があるもの。

表紙	本市の観光パンフレットと分かるデザイン及びタイトルにすること。 他所のパンフレットと並んでも目を引き、手に取りたくなるような表紙とすること。
おすすめスポット	「皆生温泉」「米子城跡・城下町」「駅前及び朝日町」「弓ヶ浜」「淀江」などの各エリアの魅力が伝わり、訪れてみたくなるような写真等を使用し、わかりやすく紹介すること。体験スポットについて紹介すること。 掲載するスポットについては、受託者決定後に本市と協議して決定する。
観光コース	観光モデルコースの所要時間と交通手段を掲載すること。
食	「牛骨ラーメン」「さばししゃぶ」「475 パフェ」などを中心に、本市の食をマップ付きで紹介すること。
土産物	食の名物、伝統工芸品など本市の特色ある土産物について紹介すること。
イベントカレンダー	「ダイヤモンド大山」「皆生温泉海遊ビーチ」など、時期によって楽しめるコンテンツがわかる年間イベントカレンダーを掲載すること。
マップ	各スポットの位置と距離が分かる本市及び本市周辺のマップを掲載すること。本市周辺の観光施設も掲載すること。
アクセス	本市へのアクセス情報及び公共交通案内について掲載すること。
宿泊施設	本市内の宿泊施設一覧を掲載すること。

6 仕様等

- (1) 規格：B 5 サイズ縦、3 2 ページ、フルカラー
- (2) 製本：中綴じ
- (3) 用紙：表紙マットコート紙 9 0 k g 本文マットコート紙 7 0 k g

7 留意事項

(1) 特記事項

- ① 企画提案書及びパンフレットデザイン案の内容については、採用案決定後、協議により予算の範囲内で変更する場合がある。
デザイン・パンフレットの記載内容については、契約締結後、米子市と協議のうえ、決定する。
- ② 成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時に、受託者から委託者に移転するものとする。
- ③ 成果品及び本業務において作成されるデザイン、イラスト、写真等の著作物に関する全ての著作権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 7 条及び第 2 8 条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、委託者に帰属するものとする。
- ④ 委託者は、自由に成果品の利用（改変及び印刷物の製作、ホームページへの掲載等の二次的な利用を含む。）をすることができるものとする。
- ⑤ 成果品において利用する知的財産（知的財産基本法（平成 1 4 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項に規定する知的財産をいう。以下同じ。）については、受託者自らが知的財産権（同条第 2 項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）を有し、又は受託者がその利用（④の成果品の利用によるものを含む。）について知的財産権を有する者の許諾を得るものとする。
- ⑥ 成果品において利用する写真の被写体が人物である場合には、受託者がその利用（④の成果品の利用によるものを含む。）について本人の承諾を得るものとする。
- ⑦ 受託者は、成果品及び本業務において作成されるデザイン、イラスト、写真等の著作物について、著作者人格権（著作権法第 1 7 条第 1 項に規定する著作者人格権をいう。以下同じ。）を行使せず、又は著作権者に著作者人格権を行使させないものとする。

⑧ ③による著作権の帰属、④から⑥までによる成果品及び成果品において利用する知的財産の利用並びにその利用に係る許諾又は承諾並びに⑦による著作者人格権の不行使に係る対価は、委託料に含まれるものとする。

⑨ この仕様書に定めのない事項については、別途協議を行う。

(2) 成果品

① パンフレット（日本語版） 20,000部

② パンフレットの電子データ（再編集可能なデータ、アウトライン化済みのAIデータ、PDFデータ） 一式

③ 写真・テキスト等データ 一式

(3) 校正・確認、納品

校正作業は、米子市が校了と判断するまで行うものとする。

(4) その他

① 受託者は業務遂行にあたっては、米子市と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を随時、米子市に対して報告するものとする。

② 受託者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また、本業務の遂行に用いた資料及び成果品等について、米子市の許可なく公表若しくは貸与してはならない。

③ 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、協議の上、決定する。